

令和8年度観光人材マッチング支援事業
企画提案応募に係る質問に対する回答

令和8年3月16日

No.	企画提案仕様書の項目	質問内容	回答
1	2P ③- (5)	国内の合同企業説明会の活動目標が求職者数延べ500人、通年で就職内定者50人とのことですが、R7年度の実績をご教示ください。また、そのうち、社会人で沖縄の観光業界へ移住転職した人数をご教示ください。	R7年度の国内合同企業説明会実績（3月16日現在） ・参加人数1,058人 ・就職内定者数44人（選考中を除く） ・社会人で移住転職者数0人
2	3P ③合同企業説明会・面接会の企画運営（7）開催国：台湾、韓国、タイでの開催を基本とする。	求職者200人を集めるが目標とのことですが、この3か国必須なのでしょうか。台湾・韓国はインバウンド客が多いことから理解できますが、タイに代わる他のアジア諸国での開催についてご提案することは可能でしょうか？また、出展希望の県内観光業者の旅費・滞在費は自社で拠出するという考え方でよいでしょうか。	開催国：台湾、韓国、タイは必須となります。 理由：県内では韓国・台湾・タイの観光客が急増する一方、対応言語（韓国・中国・タイ語）の人材が不足するミスマッチが生じています。特にタイは直行便や円安の影響で今後も増加が見込まれ、体制整備が急務となっていることから開催国として設定しています。 合同企業説明会等への出展事業者の渡航費・滞在費は、出展事業者の自社負担とします。
3	5P ③（2）令和5年度に制作した研修動画について	こちらはデータで頂けるのでしょうか？それとも youtubeなどに掲載されているのでしょうか？	データの提供は可能です。 YouTubeへの掲載はありません。
4	5P ⑦インターン生の保険加入及び渡航費等支援について	インターン生を対象とした必要な保険について、保険加入に係る費用を事業費から支給するという認識で良いでしょうか？インターン生の雇用契約（労働契約）は受入事業者（インターン先）と直接締結する前提でしょうか、また仕様書で求める賠償責任保険の補償範囲は「就業中の賠償事故」まで含めて必須でしょうか（受託者契約の賠償保険では就業中が対象外となり得るため）、加えて傷害補償は「24時間（就業外・私生活中や移動等も含む）」までを要件とするのか、それとも「就業中のみ」で要件を満たす解釈が可能かご教示ください。	保険加入に係る費用については、【令和8年度観光人材マッチング支援事業委託業務】企画提案応募要領で提示した委託契約額の上限に含まれます。 インターンシップ生の雇用契約は、受入事業者とインターンシップ生が直接締結とします。 【賠償責任および傷害補償の範囲】 インターンシップ生の保険の補償範囲は、以下の期間中、就業中・就業外を問わず全て対象とします。 ・対象期間：インターンシップ初日に向けて自宅または宿泊先を出発した時点から、最終日に自宅または宿泊先へ到着するまでを対象期間とします。 ・休日における補償 インターンシップ先の企業が休日であっても、宿泊先等で転倒しケガをした場合などは対象となります。ただし、遊びやレジャー目的の行動（実習に関連しない私的な観光等）は除きます。 ・保険加入の義務化 インターンシップ生の雇用形態や実習期間に関わらず、保険加入は必須とします。これは、直接雇用に伴う社会保険等の適応外となる可能性を考慮した措置です
5	5P ⑦インターン生の保険加入及び渡航費等支援について	インターンの業務内容（危険度）によって必要な保険・保険料が変わるため県と協議が必要と認識しています。県として想定しているインターンの作業内容（危険度区分）と、仕様書要件を満たす保険の考え方（例：レクリエーション保険の適否、傷害+賠償の必須範囲）をご教示ください。	インターン生傷害保険及び損害賠償保険については、以下のとおりとします。 【危険度区分の設定】 原則として危険度【A区分】とし、事務作業、接客、見学、軽微な移動（通勤や業務に伴う移動等）など一般的な観光業務を想定しています。 ・例外的な実習への対応として、マリンスポーツ等のレジャー・現業系等については、県と個別協議のうえ、危険度を決定します。 【補償内容】 仕様書に記載した補償内容と同等以上であることとします。 ・レクリエーション保険は適用しません。 ・補償内容は、仕様書に記載した補償内容と同等以上とします。
6	6P (2) 渡航費等の支援について	インターン実施に当たっては、参加者へ往復渡航費を支給する、とのことだが、その精算方法については参加者が個人立替え、受託業者が精算するのではなく、旅行社で一括して発券・予約し受託業者へ請求する、という運用をされているのでしょうか。 ウ 那覇⇄本島北部：30名はバス料金が精算する認識でよいでしょうか。	インターンシップ参加者が立て替え、受託業者が精算することで統一します。 【積算人数】ウについては、バス料金が精算してください。
7	7P 職場見学バスツアーについて	1回あたりの参加者の数と合計で参加者を何名集めるか想定数はありますでしょうか？また同じ企業を複数回実施してもいいでしょうか？（人気の企業は申し込みが多くなると予想されるので、別日に分けて実施するなど）	1回あたりの参加人数は、15人程度とします。 同じ企業に対し、複数回実施することに制限はないが、特定の企業に限定せず、参加者の希望に十分に配慮してください。
8	コンソーシアム協定書について	コンソーシアムを組む場合の「コンソーシアム協定書」にあたるものがあればいただけますでしょうか？ また押印は無しで宜しいでしょうか？	県のひな形を提供します。 コンソーシアムを構成する企業代表者の押印は、必要です。